

会則

2020年9月29日制定

2020年11月1日発行

第1条 本会と本誌の名称について

本会は、筑波大学一般学生団体「雙峰論叢」（そうほうろんそう）と称する。本誌は、本会によって『雙峰論叢』と称される。

第2条 本会の目的について

本会は、執筆者が学問領域や所属学類を越えて自らの主体的な学びを発信することや自らの思考を文章にまとめてそれを他者へ伝える過程を支援するという目的のもとに活動する。

第3条 代表者と顧問教員について

本会は1名の代表者と顧問教員を置く。代表者の任命は、会則第4条にて規定される編集委員会に一任される。顧問教員の任命は、代表者に一任される。

第4条 編集委員会について

本誌の編集作業は代表者を中心に構成される編集委員会が行う。新規の編集委員の任命は既存の編集委員会に一任される。編集委員の氏名は公式HP上で公表される。

第5条 執筆者について

本誌掲載の著作物の執筆者は、筑波大学・筑波大学大学院所属の学生とする。

第6条 発行について

毎年、原則、4月と11月に発行する。発行媒体については適宜、編集委員会が判断する。

第7条 査読・投稿規定について

本誌掲載の著作物の査読の有無・査読方法・査読者の選定・投稿規定に関しては編集委員会が毎号の発行ごとに決定する。査読・投稿規定に関する以上の方針は毎号、HP上で提示される。

第8条 編集委員会の本誌公表の権利

編集委員会は公表する権利として、複製権と公衆送信権を持つ。ただし、執筆者個人およびその所属組織のWebサイトにおける本誌掲載論文の公表は、これを妨げない。

第9条 著者の権利

前条に規定された編集委員会の権利以外の本誌掲載の著作物に関わる権利は各著者に帰属する。

第10条 会則の改定について

本会則の改定は編集委員会に一任される。